

障害者施設における食事提供体制加算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年十二月八日

牧山ひろえ

参議院議長 伊達忠一殿



障害者施設における食事提供体制加算に関する質問主意書

厚生労働省は二〇一八年の障害福祉サービスの報酬改定に関連し、「食事提供体制加算」を延長しない考えを、本年十一月二十七日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に示したとされている。

この件について、以下の通り質問する。

一 「食事提供体制加算」を延長しない考え」の意味するところを説明されたい。すなわち、この費用負担は、利用者がすべきと考えているのか、事業所がすべきと考えているのか。それとも、障害者施設の利用者に対する食事提供自体に意義を見出していないということか。

二 一律に加算をなくした場合の影響については、どのように考えているのか。

三 仮に利用者に負担が転嫁された場合、利用者にはどの程度の負担増となるのか。また、それによる利用控えが生じる可能性をどの程度考慮しているのか。

四 延長しないことにより、利用者に対する食事の提供を取りやめる事業者がどの程度生じると想定しているのか。

五 仮に延長しないとしたら、合計でどの程度の費用削減となるのか。また、総計で何人の利用者に影響が

出ることになるのか。

右質問する。